

不動産鑑定業者（宮城県知事登録）の「新規」の登録

| | |
|-------|--|
| 手続根拠 | 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第22条第1項 |
| 手続対象者 | 不動産鑑定業を営もうとする者 |
| 提出時期 | 登録を受けようとするとき随時 |
| 手数料 | 15,600円を県庁内（1階パスポートセンター）のセルフレジで支払い、申請書にレシート（提出用）を貼付してください。 ※令和8年3月までは宮城県収入証紙の使用も可能です。 |

【提出書類】

| | 提出書類 | 様式・備考 | 法人 | 個人 |
|---|-------------------------------|--|-----|-----|
| 1 | 登録申請書 | 別記様式第七 表（第一面） | ○ | ○ |
| | | 裏（第二面） | ○ | ○ |
| 2 | 不動産鑑定業経歴書 | 別記様式第八 添付書類（イ） | ○ | ○ |
| 3 | 事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面 | 別記様式第八 添付書類（ロ） | ○ | ○ |
| 4 | 法第25条各号に該当しないことを誓約する書面 | 誓約書 法人：「当社は」及び「私共役員は」（役員1名の場合「私は」） 個人：「私は」 | ○ | ○ |
| 5 | 法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面 | 専ら当該事務所における勤務を命じたことを証する書面（辞令、異動通知等の写し） ※1 申請者自ら実地に不動産の鑑定評価を行う場合は不要（登録申請書第二面にその旨を付記） | ◇※1 | ◇※1 |
| 6 | その他国土交通省令で定める書面 | 定款または寄付行為 | ○ | — |
| | | 登記事項証明書 | ○ | — |
| | | 略歴書：登録申請者（法人である場合にはその役員）、 専任不動産鑑定士 略歴書一覧 | ○ | ○ |
| 7 | 住民票の抄本等 | ※2 住民基本台帳ネットワークシステムに加入している市町村に住民票がある場合は不要 | — | ◇※2 |
| 8 | 専任不動産鑑定士の資格を証明する書面 | 専任不動産鑑定士の鑑定士資格を証明するもの（鑑定士登録番号の確認できるもの） | ○ | ○ |

| | |
|-----------|---|
| 提出部数 | 正本一通及び副本二通（※副本は添付書類を含めてコピーで構わない。） 〔法に基づく公告の方法及び書類の提出部数を定める規則第3条〕 |
| 提出・問い合わせ先 | 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県企画部地域振興課 土地対策班 Tel 022-211-2441 |